【PEFC CoC・商標(ロゴ)使用の規格改定に伴う CoC 認証済企業の皆様の手続きについて】

[PEFC 情報文書日本語修正版__認証企業向け Ver]

2020 年 CoC、商標使用、各基準について

2020 年 1 月に、PEFC は重要な国際基準―CoC 基準（ST 2002）, PEFC 商標（ST 2001）の 2020 年版を公表し、2020 年 2 月 14 日付けで施行した。
本文書は、次にとるべきステップについての見通しについて説明するものである。

ステークホルダーがとるべき次のステップ

CoC 基準（ST 2002:2020）

2020 年 CoC 基準(2002)の施行後とるべき措置は次のとおり。

1. 企業が、2020 年(新)版 CoC 基準で認証を受けることができるのは、認証を出している各認証（審査）機関が認証を付与することができることになった後である。
2. 2013 年(旧)版の CoC 基準に基づく審査は、新規認証審査、年次審査、更新審査にかかわらず、2021 年 8 月 14 日まで可能である。**→新型コロナウィルス感染拡大措置により、この移行期限は 2022 年 2 月 14 日まで延長。**(https://pefc.org/for-business/supply-chain-companies/moving-to-the-latest-standards)
   2021 年 8 月 14 日以降は、すべての審査が 2020 年版に基づき行わなければならない。**→移行期間延長に伴い、2022 年 2 月 14 日以降は、と変更**
3. 2022 年 8 月 14 日までに、すべての企業は、2020 年版の CoC 基準に基づき認証を受けていなければならない。**→移行期間延長に伴い、この期限は 2023 年 2 月 14 日まで延長となることを現在、本部と確認中です。**

商標基準（ST 2001:2020）（旧「ロゴ使用規則」）

商標（PEFC ロゴ）を利用している異なったユーザーのグループが、2020 年版商標基準の施行後に、新しい要求事項へ移行する際の措置は次のとおり。

グループ B：持続的森林管理（SFM）認証取得者

・このグループは、認証取得者が、新たに商標を使用する者か、すでに商標を使用している者かによって、取り扱いは異なる。
・PEFC 商標の新たな使用者はすべて、5 月以降に新バージョンのラベルジェネレーター（オンラインでのロゴ、ラベル作成ツール）へのアクセスが可能となる。国別認証管理団体（メンバー国、日本では SGEC/PEFC ジャパン）が、アクセス権を付与することができる。これらの新規使用者は、2020 年版要求事項に合致したラベルをただちに作成することができる。
・すでに商標を使用している者については、2020 年版要求事項に移行する時期はメンバー国が定める。ただし、遅くとも 2021 年 8 月 14 日の移行期限までには移行しなければならない。**→新型コロナウィルス感染拡大措置により、この移行期限は 2022 年 2 月 14 日まで延長。**これらの者に新たなラベルジェネレーターへのアクセス権が付与されるに当たり、あらかじめ新たな商標使用契約を締結しなければならない。

グループ C:　CoC 認証取得者

・CoC 認証を取得している企業が、2020 年版要求事項に従った商標の使用を開始することができるのは、当該企業が 2020 年版 CoC 基準に基づく認証を受けた後である。
・企業が、2013 年版 CoC 基準に基づく認証を受けている間は、当該企業については、現行版のラベルジェネレーターに対するアクセスが継続される。
・企業が、2020 年版 CoC 基準に基づく認証を受けた場合に、新バージョンのラベルジェネレーターに対するアクセス権が付与される前に、まず、新たな商標使用契約を締結する必要がある。
・追加情報については次のウェブサイトを参照：
https://pefc.org/for-business/supply-chain-companies/moving-to-the-latest-standards

グループ D：その他の使用者

・このグループについて、認証取得者が、新たに商標を使用する者か、すでに商標を使用している者かによって、取り扱いは異なる。
・PEFC 商標の新たな使用者はすべて、5 月以降に新バージョンのラベルジェネレーターへのアクセスが可能となる。国別認証管理団体（メンバー国）が、アクセス権を付与することができる。これらの新規使用者は、2020 年版要求事項に合致したラベルをただちに作成することができる。
・すでに商標を使用している者については、2020 年版要求事項に移行する時期はメンバー国が定める。ただし、遅くとも 2021 年 8 月 14 日の移行期限までには移行しなければならない。**→新型コロナウィルス感染拡大措置により、この移行期限は 2022 年 2 月 14 日まで延長。**これらの者に新バージョンのラベルジェネレーターへのアクセス権が付与されるに当たり、あらかじめ新たな商標使用契約を締結しなければならない。
・商標使用契約の改定に当たっては多くの変更について PEFC ジャパンとして検討する。

PEFC ラベルジェネレーター（オンラインロゴラベル作成ツール）

現在、ラベルジェネレーターの新しいバージョン(LG V2)を開発中である。LG V2 は 2020 商標規格のグラフィック上の要求に沿ったラベルを作れる。いくつかの重要な日程としては、

・4 月上旬：LG V2 の暫定版開始
・4 月：PEFC 本部及び各メンバー国による LG V2 データベースのテスト
・5 月：各メンバー国により LG V2 で新しいラベル作成を開始
・5 月以降：商標使用グループ B と D（森林所有者及び非認証企業）が LG V2 にて使用開始（新しい商標使用契約書にサインの上）
・5 月以降：商標使用グループ C（CoC 認証企業）が LG V2 にて使用開始（2020CoC 規格の下で認証を受け新しい商標使用契約書にサインの上）
・2022 年 8 月 14 日：全商標使用者が LG V2 を使用開始、LG V 1 は無効となる

→新型コロナウィルス感染拡大措置によりこの日程も随時変更されると思われる

注：現在のバージョンのラベルジェネレーター(LG V1)は、全商標使用者が LG V2 を使い始めるまで使い続ける

2020 年版規格についての情報伝達

PEFC インターナショナルのウェブサイト

より多くのユーザーの方々に情報を提供すべく、PEFC インターナショナルのウェブサイトをアップデートした。

- **CoC 認証企業**が、2020 年版規格の発効に伴い短期及び中期間でやらなければならないことについて：
  https://pefc.org/for-business/supply-chain-companies/moving-to-the-latest-standards
  2020 年版規格をカバー するロゴのページもアップデートされた：
  https://pefc.org/for-business/supply-chain-companies/use-the-pefc-label
- **認証取得に関心のある企業**向けの、「いかに認証を取得するか」ページ：
  https://pefc.org/for-business/supply-chain-companies/how-to-get-certified
- **ブランドオーナー及び小売り業**向け「貴社の持続可能製品の促進」ページには、2020 年商標使用要求事項を記載：
  https://pefc.org/for-business/brands-and-retailers/promote-your-sustainable-material
- 規格の**変更に関する一般的な情報**を提供している新しいページ：
  https://pefc.org/standards-implementation/standards-and-guides/changes-to-our-key-standards
  このページは特定の方向けではないが、上記に列挙した他のウェブサイトにもリンクしている。

これらのページは、情報やガイダンスなどが増えるたびにアップデートし続けていく。

CoC パンフレット

現在、2020 年版 CoC と商標規格に合わせた CoC の主なパンフレットを改定中で、4 月に完成予定。

［PEFC 文書> 2020 年版改定基準関連 CoC、商標、認証機関要求事項>PEFC 情報文書 2020 年 3 月_修正版_CoC 認証企業向け］